
福祉の理念と教育

[プロテスタンティズムの倫理と生存権の精神]に関する理論仮説

——市場社会における社会福祉の思想的地位を
考えるために——

仙台大学体育学部健康福祉学科准教授／院後期3年
院前期2005年卒 乗松 央

1. 主 旨

1-1. 研究の全体像と目的

この論考を含む研究の全体像は2つの側面をもつ。一つは生存権とそれを支える生存権思想の史的展開であり、他の一つはその史的展開を推し進める動因である。すなわちこれを「生存権の歴史と歴史主体に係る研究」と言い表すことができる。

1-2. 『社会事業研究 第50号：2011.1』との 関連性

この論考は、同誌第50号の続編である。第50号では、生存権の生成から「日本国憲法第25条」及び「生活保護法」へと至る歴史を論じた。第51号は、その「歴史主体」つまり生存権史の「担い手」に関する論考である。担い手の検討を通じて、生存権思想がキリスト教とりわけプロテスタンティズムの対極にあることを明らかにする。昨年報告は、生存権とその思想が成立する過程を明らかにする営みであったが、それは取りも直さずこのような対立関係を論証するための準備作業であった。

2. 標題に掲げた理論仮説について

2-1. 論証すべき命題

この研究が論証する命題は、以下の通りである。
「プロテスタンティズムの倫理は、生存権の精神と対立し生存権の生成・発展を阻害していた。」

すなわちこの命題は、M.ウェーバーにおける「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」に係る命題とともに、ほぼ一対のシンメトリーを構成することになる。

2-2. この命題の背景と形成過程

一般に生存権は、キリスト教の救済思想を背景に語られることが多い。しかし事実は逆である。生存権はキリスト教なかでもプロテスタンティズムとは対極の場所から生成してきた、と考えられる。M.ウェーバーが示すように資本主義の精神がプロテスタンティズムから生じ、そして今日における市場社会の性格をも規定しているとするなら、生存権の精神は逆に、プロテスタンティズムの予定説や人間観の影響を受けない地点から発し、そして、そのことによって初めて成立し得た。「市場原理」と「福祉の心」が対立する関係にあるのと同様にプロテスタンティズムと生存権思想は対立する。プロテスタンティズムと生存権は、近代社会を写したアナログ写真の陰画と陽画の関係にある。以上のような視点を背景に、この命題は形づくられた。この点について具体的に説明すべく、この命題を形成する契機となった先行研究や言説のうち最も代表的なものを次に掲げる。

一般に社会福祉の歴史を記述する場合、19世紀英国のCOSに言及し、COSの友愛訪問に今日におけるケースワークの起源があると述べる。しかしそれを社会福祉の歴史に据えることが甚だ疑問なのは、その友愛訪問がdeservingという目的を伴っていたからである。deservingとは貧民を「救済に値する貧民」と「救済に値しない貧民」に分ける活動であり、COSは後者のみを救済対象とし、前者については過酷な処遇で知られている新救貧法とそのワークハウスに委ねていた(高野1985)。このdeservingの「救済に値する、値し

ない」という考え方は、キリスト教の「予定説：predestination」に符合する。そして、この予定説を教義の中心に据えたのがプロテスタンティズムであり、ウェーバーはプロテスタンティズムと資本主義の関係を論じるに当たり、この予定説を決定的な論拠とした。予定説とは、「神は、予め救済される人間と救済されない人間を定めている」とするキリスト教の根本教義である。この教義に従う限り、予め救済されないと定められた人間に対し社会資源を投入することは浪費であるばかりでなく神の摂理に反する行為ということになる (Kohs1966：95,141～142 / 小島・岡田訳1989：85,135)。コーツは、これを「プロテスタント・ソーシャルワーク」と呼んだ。

一方ウェーバーは、「プロテスタンティズムとその予定説こそが、今日的な資本主義を形成した」とする。

したがってここでは次のような定式化が可能になる。[プロテスタンティズムは、一方で資本主義を形成し他方で普遍的な救済を阻害した。] 言い換えれば [プロテスタンティズムは、市場原理・市場社会を形成する要因であり同時に生存権・社会福祉を阻害する要因でもあった。] 本稿でシメトリーという場合の相似は、この関係を指している。

そこで、プロテスタンティズムと市場社会、生存権との関係につき視点を変えて確認するため G.W.F.ヘーゲルの貧民観に言及する。ヘーゲルは最晩年の著作『法哲学綱要』において Polizei (行政) を論じているが、貧民 (Armut) に対する支援策としてギルドを粗型とした職業団体 (Korporation) を提起する一方、「公的救済によって墮落する窮民 (Bedürftige)」=「賤民 (Pöbel)」をつくらないためには、「彼らの運命にまかせて、大道で乞食をせよと命ずるのが、最も直接的に効果のあるやり方であることが実証済みなのである」 (Hegel/1821:683 / 藤野・赤澤訳1967:470) と結論づけている。この点については 稲葉振一郎の先行研究があり、アダムスミスの包括的な「貧民」概念と比較しつつ「ヘーゲルは、貧民や窮民

から賤民を区別している」旨、指摘した。(稲葉 1994[25-3]：339～340) ヘーゲルの社会観、貧民観には、[予め排除されるべき賤民概念] が含まれているのである。「法哲学綱要」は、市民社会とその規範を考究したヘーゲルが最後に到達した社会哲学の頂きにある著作であるが、まさにコーツが指摘する「予定説」的な人間観、社会観を色濃く反映している。そしてヘーゲルもまた熱心なプロテスタントの家系に生まれ晩年までルター派を自認していたという事実があり、また、プロテスタンティズムとヘーゲル哲学との濃厚な関係を指摘する研究 (Rosenkranz1844：X X X III～X X X IV・3 / 中埜訳：21・27) もある。

2-3. 理論仮説と、実証方法

生存権が法的な権利として確立されたり明確な思想・理念として形成されるのは20世紀に入ってからである。それまで未結晶の精神として、あるいは曖昧な言説としてしか存在しない生存権に対して、理論的で体系立った批判がプロテスタンティズムの側から行われた可能性は乏しい。プロテスタンティズムの主張のうちに生存権を批判し掣肘を加える言説を捉えることは困難であろう。したがって、実証過程で検討の対象として用いることができるのは、プロテスタントもしくは非プロテスタントという個々の「人間」による言動一般の中に生存権との関わりを確認する他ない。

それゆえ、命題 (2-1) を実証するための理論仮説を、次のように立てる必要がある。

- (I) 必要条件：プロテスタントは生存権の生成を妨げるか、もしくは普遍的な救済や生存権という価値に至らなかった。(妨げる：排除の対象となる貧民が想定されていたり、制限救済を主張する、もしくは自由放任思想をもつ)
- (II) 十分条件：非プロテスタントが生存権の精神や思想を担った。(非プロテスタント：カトリック教徒、無神論者、汎神論、理神論を唱える者、および非キリスト教徒)

仮説（Ⅰ）を例証するには際限のない事例を必要とするばかりでなく、仮に例証できて事後に例外が生じ仮説が成立しなくなる可能性もある。プロテスタンという簡単には捕捉できない集団の性格によって制約を受けるからである。そこで仮説（Ⅱ）の例証を併せて行う。

命題（2-1）[プロテスタンティズムの倫理は、生存権の精神と対立し生存権の生成・発展を阻害した。]の対偶は、[生存権の生成・発展を阻害しない者はプロテスタントではない]となり、この[阻害しない者]を[推進する者]に置き換えたのが上記（Ⅱ）であり、生存権の精神や思想を担う者（=推進する者）は、少なくとも[阻害しない者]であるという前提に立つ仮説である。49回大会報告で示したように生存権の精神を担う者は限定されており、したがって仮説（Ⅰ）のような制約が少なく、このため例証に成功すれば安定した論拠となる。ただし必ずしも[阻害しない者=推進する者]ではなく、[阻害しない者]がプロテスタントである場合も可能性としてはやはり残る。それゆえ、仮説（Ⅰ）の場合と同様に、仮説（Ⅱ）の例証だけでは説得力に限界がある。つまり、仮説（Ⅰ）及び（Ⅱ）の両方を例証して初めて必要にして十分な条件が満たされ、命題の現実妥当性が担保されると考えられる。

3. 実証の試み

本稿では紙幅の制約があり、その一部につき簡単に触れる。また、必要条件の例証は前項[2-2]で言及したため、ここでは省略する。

そこで、本誌第50号で示した[生存権の担い手]ごとにその信仰・宗教および宗教観を確認し、プロテスタンティズム並びにキリスト教への親和性の有無を基準として比較することで、十分条件につきその例証を試みたい。（昨年報告の【図1】に表示した人名に沿って論じる。）

3-1. J.J.ルソー：生誕地のジュネーブはカルピニズムの総本山だが、その影響は見られない、としても差し支えない。有神論者であるが、その「神」は「自然の神」「無名の神」「感情の神」で

あり、ルソー自身が確立した「神の概念」である。

3-2. M.ロベスピエール：ルソーと同様に有神論者だが、[最高存在の祝典]という祭祀を伴う新しい市民宗教を提唱し組織化した。また、幼少年期にはカトリック教徒であった。

3-3. J.G.フィヒテ：生存権史の入口に位置づけられるフィヒテの宗教は汎神論ないしは理神論と言え、そのために無神論者の疑いで告訴されイェーナ大学の職を失っている（岩崎1980：24～25）（石崎2010：9～10）。

3-4. A.メンガー：「反抗的な気質をもち無神論に傾いていたアントンは、1859年3月の<宗旨問答>の時間に聖職者の教師と決定的な衝突をしてしまった。」そのためギムナジウムを放校になる。（八木2004：8）

3-5. H.ジンツハイマー：ワイマール憲法の151条（生存権規定）を起草したジンツハイマーは、ユダヤ人である。このためナチスに追われオランダへ亡命、そこで客死した（久保2001：330～334）。

3-6. S&B.ウェブ：思春期にキリスト教への疑いを抱いたB.ウェブは、青年期にA.コントの「人類教」に傾倒するなど（B.Webb1926）、その後の生涯を通じて幼少期にそうであったようなキリスト教信仰に戻ることはなかった。そしてS.ウェブは、幼少期から既にキリスト教信仰には関心が乏しく、やがて無神論へと傾斜した。（ハリスン2000）

3-7. ルイ・ブラン：『労働の組織』の中で、社会を改良しようとする際におけるキリスト教の弊害を論じており、キリスト教自体に対して批判的であったと言える。

3-8. 森戸辰男：その著書『思想の遍歴』を見る限りキリスト教の影響は少ない。大きな影響を受けたと言われている新渡戸稲造も、当初は予定説を中心教義とするメソジスト派プロテスタントであったが、後に禁欲的ではあるが予定説には拠らないクェーカー教徒となった。森戸が出会ったのはクェーカー教徒の新渡戸である。

4. 研究における制約条件と課題

信仰や信条は、個人の内面に關わる事柄であり終生明かさなないこともあり得る。しかも欧米では「無神論」であるということが社会的な不利をもたらす場合があり公然とした表明を聞くことは難しい。当然、伝記等の記録にも現れないこともある。前項の例証が困難を伴う所以である。

【主な参考／引用文献】

Hegel, Georg, W, F. (1821) Grundlinien de Philosophie des Rechts, In der Nicolaischen Buchhandlung frommann-holzboog : 1974 (= 1967藤野 渉、赤澤正敏訳『法の哲学；世界の名著35』中央公論社)

Kohs, S, C “The Roots of Social Work” Association Press : 1966 (=1989小島蓉子・岡田藤太郎訳『ソーシャルワークの根源—実践と価値のルーツを求めて』)

Rosenkranz, Karl “ G. W. F. Hegels Leben ” Unveränd. reprograph. Nachdr. d. Ausg. Berlin (unter Hinzufügung e. Nachbemerkung von Otto Pöggeler zum Nachdr. 1977) : 1844 (=1983中埜 肇訳『ヘーゲル伝』みすず書房)

Webb[Potter], Beatrice (1926) My Apprenticeship , Longmans Green and co (1950)

稲葉振一郎「貧民問題を巡るスミスとヘーゲル(I～III)」岡山大学経済学会『岡山大学 経済学会雑誌 (第25巻3号、4号・第26巻第1号)』: 1994.2～6

岩崎武雄「フィヒテとシェリングの生涯と思想」『フィヒテ シェリング； 世界の名著43』中央公論社：1980.5.20

久保敬治『新版 ある法学者の人生 フーゴ・ジンツハイマー』信山社：2001.4.15

高野史郎『イギリス近代社会事業の形成過程—ロンドン慈善組織協会の活動を中心として—』、勁草書房：1985.2.28

乗松 央「〈日本国憲法第25条—1〉の源流に関する精神的考察— [生存権思想の成立過程] に関する研究ノートに代えて—」『社

会事業研究 (第50号)』日本社会事業大学社会福祉学会：2011.1.1および報告資料集『社大福祉フォーラム2010 第49回日本社会事業大学社会福祉研究大会』：2010.6.26～27

R. ハリスン (2000) 『ウェブ夫妻の生涯と時代—1858年～1905年：生誕から共同事業の形成まで—』大前 眞／訳、ミネルヴァ書房：2005.2.15

森戸辰男『思想の遍歴 (上) —クロボトキン事件前後—』春秋社：1972.5.20

八木紀一郎『ウイーンの経済思想—メンガー兄弟から20世紀へ—』ミネルヴァ書房：2004.4.20